



2019年12月13日

各 位

会社名 株式会社 ナイガイ  
代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治  
(コード番号：8013 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部門担当 市原 聡  
(Tel 03-6230-1654)

## 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所により、2019年12月13日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存であります。

### 記

当社は、2019年11月12日に公表いたしました「特別調査委員会の調査報告書公表及び今後の対応に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、特別調査委員会による調査の結果、当社の連結子会社であるセンチーレワン株式会社及び連結海外子会社において過年度に渡る不適切な会計処理が認められました。

その結果、2017年1月期第3四半期から2020年1月期第1四半期までの決算短信等において、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

このような開示が行われた背景として、主に以下の点が認められました。

- ・不正を主導又は黙認していた本件関与者が、従業員を管理すべき立場にある執行役員や子会社の業務管理を担う当社の幹部社員であったことなどにより、社員のコンプライアンス意識の醸成が阻害されていたこと
- ・当社では重要な子会社に管理部門を設置しておらず、そうした中で、子会社の会計処理の役割を担っている当社経理財務部門も当該子会社からの報告に依拠して会計処理を行っているなど、当社による子会社管理が機能していなかったこと
- ・上記のとおり当社では重要な子会社に管理部門を設置しておらず、また、当該子会社においては代表取締役以外の役員による事業への関与・監査が不十分であるなど、当該子会社自身の管理機能も脆弱であったこと

以上のとおり、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められました。

以 上